

## ②排出クレジットに関わる投資の性格

### \* 金融投資

- ・時価の変動により利益を得ることを目的として保有し、その売買市場が整備され、それを売却することに事業遂行上の制約がないもの
- ・時価の変動＝事前に期待した成果に対応する事実、と考えられるため、時価評価に基づく損益認識が意味を持つ。

### \* 事業投資

- ・売却することに事業遂行上の制約があり、事前に期待された成果は時価の変動ではなく、その後生じる資金の獲得であるため、その事実を待って投資の実績を把握するのが適当と考えられるような投資
- ・よって、保有中は取得原価で評価するのが適当

### \* コメント 金融投資・事業投資二分論の限界

- ・「事業遂行上の制約」という多義的な用語では金融商品の会計処理を律し切れない。現行基準で、金融投資とされる資産の中にも満期保有目的の債券は中途売却を禁じられている。「その他有価証券」の中には純投資ではなく、持ち合い株式や買収防衛の目的で保有し合う株式もある。したがって、金融投資＝時価の変動が事前に期待された成果、と常にいえるわけではない。現行基準では、金融投資といっても時価の変動差額を損益直入するのは売買目的有価証券やデリバティブのみ
- ・棚卸資産（特に製品・商品）はどちらに区分されるのか？

### \* 本実務対応報告が対象とする排出クレジットの取引

- ・次のように区分して会計処理を行う。

	専ら第三者に販売することを目的として取得するもの	将来の自社使用を見込んで取得するもの
他から購入する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の商品等の購入と同様の会計処理を行う。</li> <li>・取得原価で棚卸資産として計上</li> <li>・期末時点で、正味売却価額＜取得原価、の場合は前者まで簿価を切り下げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「無形固定資産」または「投資その他の資産」の購入として処理する。</li> <li>・時間の経過による減価や陳腐化はないので減価償却は行わない。</li> <li>・減損処理の対象になるが第三者への売却の可能性があるため、他の資産とのグルーピングは不可</li> <li>・自社の排出量削減に充てた時*は費用（原則として販売費及び一般管理費）として計上する。 *具体的には償却を目的として政府保有口座へ移転した時</li> </ul>
出資を通じて取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資の当初から出資先の排出クレジットへの投資を目的としているか、出資に付随して取得する場合を指す。</li> <li>・個別財務諸表上では金融商品会計基準に従って処理する。</li> </ul>	

- ・政府から排出枠を無償で取得する場合は次のような会計処理を行う。

	事後清算により取得する場合 <注 3>	事前交付により取得する場合
①事前交付時		仕訳なし
②第三者への売却時(各年度の目標達成確認前) <注 1>		仮受金その他の未決算勘定として計上
③各年度の目標達成確認時	仕訳なし	
④無償取得した排出枠、ボーローイングした排出枠の償却時 <注 2>	仕訳なし 購入した排出枠の償却については上記の表を参照のこと	
⑤第三者への売却時(通算の目標達成確認前) <注 1>	仮受金その他の未決算勘定として計上	
⑥複数年度を通算して目標達成が確実に見込まれた時	②または⑤で計上した仮受金その他の未決算勘定を利益に振り替える。 (注) 目標未達となり費用が発生する場合は仮受金その他の未決算勘定を費用の減額に充てる。	

<注 1>、<注 2> 無償で取得した排出枠のほかに、他から購入した排出枠も保有している場合は、他から購入した排出枠から先に売却したものとみなす。

<注 2> 排出枠のボーローイング：次期以降の排出枠を前借りすること

<注 3> 各目標設定年度の排出量削減目標を超過達成した時に、超過達成分に相当する排出枠を取得する場合のこと

#### [解説]

- ・排出枠の取得時に取引を認識しない理由（①および③）  
次年度以降に目標未達成となった場合、当該超過達成分を不足分の補充に充てて使用する可能性があるため、当該超過達成分に見合う排出枠（余剰在庫）を売却できるとは限らないので、取引として認識しないこととされた。
- ・目標達成を確認する前の時点で排出枠を売却した時、売却の対価を仮受金その他の未決算勘定として計上する理由（②および⑤）  
その後の排出の状況によっては、複数年度通算で排出枠が不足する可能性があるため、当該売却は暫定なものとし、複数年度通算で目標が達成されたかどうかの確認を待つて損益への振り替えを決定するため、それまでの間、仮受金その他の未決算勘定として繰り越していくこととされた。